審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根　拠　条　項	第61条第２項において準用する第45条
処分の概要	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原　　権　　者	長崎県公安委員会
法令の定め：	
審　査　基　準：	
標準処理期間	14日
申　　請　　先	営業者の事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
問い合わせ先	警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第一係（電話095-820-0110、内線3182）又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考：	